

大阪狭山市監査委員告示第 1 号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和4年(2022年)2月4日

大阪狭山市監査委員
北井末廣
松尾巧

監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査
なお、本監査は大阪狭山市監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の対象

1 対象グループ

市民窓口グループ

- ・コミュニティセンター指定管理料事業
- ・連絡所管理事業
- ・戸籍住民基本台帳管理事業
- ・旅券事業

産業振興・魅力創出グループ

- ・農政総務管理事業
- ・経営所得安定対策等推進事業
- ・農業振興事業
- ・商工総務管理事業
- ・各種団体等補助事業
- ・地域就労支援事業
- ・創業支援事業
- ・事業継続支援金事業
- ・キャッシュレス決済ポイント還元事業
- ・事業者向け感染防止強化事業
- ・事業者追加支援事業
- ・消費者行政事業
- ・消費生活センター事業

2 対象事務

令和3年4月1日から令和3年11月30日まで（必要に応じて令和2年度を含む。）
に執行された財務に関する事務

第3 監査の着眼点

大阪狭山市監査基準及び大阪狭山市監査実施要領に基づき、不正、不適切な事務処理等の予防、発見、修正という合規性に主眼を置き、財務に関する事務が適正かつ効果的に執行されているかを着眼点として実施した。

第4 監査の実施内容

当該財務事務の執行に係る関係書類及び関係帳票の提出を求めこれを閲覧、帳簿突合

等を行うとともに、担当職員からの聞き取り、質疑を加える等の方法で実施し、切手及び物品に関する事務については実査を行った。

また、調査票により情報収集を行った当該財務事務の内部統制の整備及び運用状況により、監査対象のリスクの内容及び程度を検討のうえリスクの識別を行い、事故等の発生する可能性が高い事務事業に重点を置いた監査を実施した。

第5 実施場所及び日程

大阪狭山市役所庁舎内において令和3年12月6日から令和3年12月24日まで実施した。

第6 監査の結果及び意見

財務に関する事務は関係法令等に従い、概ね適正に執行されているものと認められたものの、市民窓口グループにおいては、多忙により、管理が困難な状況であることは十分に承知しているが、証明書等交付における現金の取り扱い事務については窓口業務が錯綜するなかにおいても正確性が求められるため、日々における事務の点検、見直し等により今後も適正な事務が遂行されることを望む。

また、指定管理施設の新型コロナウイルス感染症に伴う休館等において、今後も同様に対応を迫られることが予想されるため、指定管理料の変更についての基準等を年度当初における協定書で決めておくことも検討されたい。

なお、産業振興・魅力創出グループにおいては、一部に改善を要する事項が見受けられたので、指摘事項として記した。今後はこれらの結果を十分留意し、事務を執行されたい。

指摘事項

【産業振興・魅力創出グループ】

補助金等交付の適正化に関する規則に基づく補助金については、同規則で定める実績報告書の提出期限を過ぎたものが見受けられた。

やむを得ず交付先の決算時期等により期限内に提出を受けることが困難な場合は、決裁時において理由を明確にされたい。